（加齢対応構造等である構造及び設備の基準）

第三十四条　（略）

２　都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣）が既存の住宅に係る法第五十二条第一項に規定する事業の認可をする場合における法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（権限の委任）

第四十一条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一　（略）

二　都道府県が終身賃貸事業者である場合における法第五十二条第一項、法第五十三条第一項、法第五十四条から法第五十六条まで、法第五十八条第一項、法第六十五条、法第六十六条、法第六十七条第二項及び第三項、法第六十八条、法第六十九条並びに法第七十条第一項の規定による権限

別記様式（第32条関係）

年　月　日

国土交通大臣
地方整備局長
北海道開発局長　殿
都道府県知事

認可申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

事業認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第53条第１項の規定に基づき、同法第52条第１項の事業について別紙のとおり認可を申請します。

備考　（略）

別紙

１．・２．　（略）

３．賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

（略）

（注）「賃貸住宅の賃借人に関する事項」における賃借人は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第52条第１項の規定に該当するものをいう。

４．～７．　（略）

（加齢対応構造等である構造及び設備の基準）

第三十四条　（略）

２　都道府県知事（機構又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあっては、国土交通大臣）が既存の住宅に係る法第五十二条に規定する事業の認可をする場合における法第五十四条第一号ロの国土交通省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（権限の委任）

第四十一条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一　（略）

二　都道府県が終身賃貸事業者である場合における法第五十二条、法第五十三条第一項、法第五十四条から法第五十六条まで、法第五十八条第一項、法第六十五条、法第六十六条、法第六十七条第二項及び第三項、法第六十八条、法第六十九条並びに法第七十条第一項の規定による権限

別記様式（第32条関係）

年　月　日

国土交通大臣
地方整備局長
北海道開発局長　殿
都道府県知事

認可申請者住所
又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称

事業認可申請書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第53条第１項の規定に基づき、同法第52条の事業について別紙のとおり認可を申請します。

備考　（略）

別紙

１．・２．　（略）

３．賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項

（略）

（注）「賃貸住宅の賃借人に関する事項」における賃借人は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第52条の規定に該当するものをいう。

４．～７．　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第１条第四号に掲げる規定（同法第十七条及び第四十四条の規定に限る。）の施行の日（令和四年五月十八日）から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。